

○黒部市水道料金等の減免に関する要綱

平成29年3月31日

黒部市企業管理規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、黒部市水道給水条例(平成18年黒部市条例第189号。以下「条例」という。)第34条及び黒部市水道給水条例施行規程(平成29年黒部市企業管理規程第9号。以下「条例施行規程」という。)第18条第2項に基づき、料金等の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 水道使用者がメータ以降の給水装置を善良なる管理にもかかわらず、その給水装置が不可抗力により破損し、発見及び確認が困難な箇所で漏水があった場合に減免の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金を減免しない。

- (1) 使用者が故意又は過失により給水装置を損傷したとき。
- (2) 使用者が漏水を知りながら修繕依頼を延期し、又は放置したとき。
- (3) 各種工事の事故に起因して漏水したとき。
- (4) 使用者が露出配管等で凍結防止等の措置を怠ったとき。
- (5) 黒部市指定給水装置工事事業者規程(平成29年黒部市企業管理規程第10号)に反すると認められる漏水であるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(給水装置の定義)

第3条 この規程において「給水装置」とは、条例第3条の定義による。

(減免の申請)

第4条 水道使用者が料金の減免を受けようとするときは、別に定める水道事業納付金減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、料金を算定するために必要があるときは、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(減免額の算定方法)

第5条 第2条における水道料金の減免額は、検針により算出された料金から認定使用水量により算出した料金を差し引いた額とする。

2 認定使用水量は、検針水量から実績使用水量を控除した後の水量(以下「漏水水量」という。)に次条に定める減免の割合を乗じて得た水量の合計と実績使用水量

を加えたものとする。

3 実績使用水量は、前年同期間において使用された水量とする。ただし、前年同期の水量が適当でない場合は、前半年間の平均水量又は漏水修理後の10日以上の間において使用された平均日割り水量に認定の対象となる日数を乗じて得られる水量とする。

4 前項の実績使用水量が条例第28条の表中に定める各基本水量に満たない場合は、基本水量をもって実績使用水量とする。

(減免の割合)

第6条 前条第2項に規定する減免の割合は、次の各号に掲げる漏水水量に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 漏水水量が350立方メートル以内の部分 2分の1

(2) 漏水水量が350立方メートルを超え700立方メートル以内の部分 3分の1

(3) 漏水水量が700立方メートルを超え1,000立方メートル以内の部分 4分の1

(4) 漏水水量が1,000立方メートルを超える部分 5分の1

(減免の期間)

第7条 漏水が長期であっても料金の減免を受けられる期間は、漏水修理の日からさかのぼって、使用水量が増えたと想定される期の1期分までとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、条例及び条例施行規程の例によるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(黒部市水道料金等の減免に関する要綱の廃止)

2 黒部市水道料金等の減免に関する要綱(平成18年黒部市上下水道部管理規程第11号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の黒部市水道料金等の減免に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。